

特定建設作業届出対象機械一覧

下表のうち、◎の機械を使用する場合は届出が必要です。
ただし、一日で終わる作業は届出不要です。

主な機械の種類		騒音規制法	振動規制法	取手市公害防止条例
杭打機	ドロップハンマー	◎	◎	—
	ディーゼルハンマー	◎	◎	—
	杭打・杭抜機(ドロップハンマーなど)	◎	◎	—
	アースオーガ併用杭打機	—	◎	—
	アースオーガ	—	—	◎
	アースドリル	—	—	◎
	もんけん(人力で行う杭打ち)	—	—	◎
びょう打機(リベットガンなど)		◎	—	—
削岩機	ジャイアントブレーカー	◎	◎	—
	ハンドブレーカー、ピックハンマー	◎	—	—
	電動式ブレーカー	◎	—	—
(ただし、一日あたり50m以上移動する作業は除く)				
油圧式破碎機(ニブラなど)		—	—	—
掘削機	バックホウ	◎(出力80kw以上)	—	◎
	トラクターショベル	◎(出力70kw以上)	—	◎
	ブルドーザー	◎(出力40kw以上)	—	◎
(ただし、低騒音型の指定を受けた機種は除く) ※市条例は届出必要				
空気圧縮機(電動機・削岩機用は除く)		◎(出力15kw以上)	—	—
コンクリートプラント(混練容量0.45m ³ 以上) (ただしモルタル用は除く)		◎	—	—
アスファルトプラント(混練重量200kg以上)		◎	—	—
クレーン鋼球使用の破壊作業		—	◎	◎
舗装版破碎機(ただし、一日あたり50m以上移動する作業は除く)			◎	—
コンクリートカッターを使用する作業		—	—	◎
ディーゼル発電機		—	—	◎
インパクトレンチ		—	—	◎
コンクリート圧送作業		—	—	◎

上記に記載されていない機械の場合には、環境対策課へご相談ください。

別表第2(第3条, 第12条)特定建設作業

1	クレーン鋼球を使用する作業
2	アースオーガー, アースドリル, もんけんを使用するくい打作業
3	ブルドーザー, トラクターショベル, 掘削機械を使用する作業
4	ディーゼル発電機を使用する作業
5	コンクリートカッターを使用する作業
6	インパクトレンチを使用する作業
7	コンクリート圧送作業

○申請書の「特定建設作業の種類」には、表中から該当する作業名称を記載してください。

例：バックホウのみを使用する作業の場合

「ブルドーザー、トラクターショベル、掘削機械を使用する作業」と記載してください。